

郷土博物館だより [つはく]

# 津博

TSUHAKU

2018. 1 No.95



津山郷土博物館  
Tsuyama City Museum

## トピックス

中学生の職場体験  
第113回文化財めぐり

## 資料紹介

津山藩士丸尾元意の江戸下向道中記録  
小島 徹

## 研究ノート

一宮市町における警備出役と市町の衰微  
尾島 治

## お知らせ

休館中の業務について

## 職場体験を受け入れました。

みんなよく  
がんばって  
くれました！



博物館キャラクター「鶴若」



中学生の職場体験として、11月8日から10日までの3日間、北陵中学2年生4人を受け入れました。和綴本の修復、裏張りはがしや展示の入れ替えなど博物館資料に直接ふれる業務や草むしりなど様々な業務を体験してもらいました。

写真は、裏張りはがしをしているところです。襖や壁紙などの強度を保つために貼られた紙を一枚一枚丁寧にはがしていきます。中には興味深い記述があるものもあり、中学生も興味津々でした。

4人ともしっかりと取り組んでくれました。

## 文化財めぐりを実施しました。



11月4日に第113回文化財めぐりを実施しました。本来は10月28日に実施する予定でしたが、台風のために延期となり、翌週の4日となりました。

この日もあいにくの曇り空で心配しましたが、昼食時以外は小雨程度で、小原・大田などで予定していた見学ポイントをすべて回ることができました。

写真は大田神社見学の様子です。小原、大田ともに天保8年(1837)の村絵図が残されており、江戸時代の様子を想像しながら歩きました。

## 資料紹介 津山藩士丸尾元意の江戸下向道中記録

小島 徹



## はじめに

この資料は、旧津山藩士丸尾家のご子孫から当館へ寄贈された文書の一つで、慶応3年（1867）3月、当時

数えて21歳の丸尾元意による江戸下向時の道中記録です。<sup>①</sup>

全6丁の横長帳の末尾に紙を貼り継いだもので、前半は旅程の記録と道中に掛かった経費の集計、後半は前半の記録内容を補足説明する父親宛の書簡で、末尾に4月2日の日付が記されています。

## 丸尾家および元意について

丸尾家は、寛延4年（1751）に町医師から御医師並に召出された道勇を祖とする医者の家で、時期による上下はありますが、津山藩主松平家から10人扶持の家禄を支給されています。道勇の後、元意（初代）・道勇（2代）・玄端・休庵と続き、慶応3年当時は玄俊が当主で、その嫡子がこの記録を作成した元意（2代）です。<sup>②</sup>

弘化4年（1847）出生の元意は、明治元年（1868）に漸造と改名のうえ家督を継ぎますが、1代限りで還俗して儒者としての勤務を命じられます。廃藩後、同4年10月に津山県から漢学上等助教、同7～8年に北条県から学区取締、同9～11年に岡山県から師範学校津山支校予科教師に任命されるなど、教員として活躍していますが、同12年以降の経歴は不明です。<sup>③</sup>

## 江戸下向前後の元意

当時の津山藩の国元日記・江戸日記

<sup>④</sup>を確認すると、元意は金子茂十郎（叔父）<sup>⑤</sup>方へしばらく逗留のうえ師家へ入塾するため、慶応3年3月8日に江戸へ出立しています。4月11日から「松平中務大輔殿（豊後杵築藩主松平親良）御医師」の渡辺春汀方で寄宿修行を開始して、1年後の同4年4月21日に津山へ向けて出立します。

その後、6月下旬に儒者として修行するため備中後月郡荏原村の坂谷希八郎（興讓館長の阪谷朗廬）方へ寄宿しますが、直後に師匠の広島藩仕官が決まり、修行の継続が困難ということで、すぐに津山へ戻りました。

つまり、慶応3年3月の江戸下向は、家業の医術修行が目的でしたが、その途中または終了後に儒者への転向を志望し、父親や藩からの許しも得たらしい様子が確認できます。

## 道中記録からわかること

この資料の前半部の記載内容については、次頁で表にまとめています。3月8日から23日まで、15泊16日の行程で江戸に到着、道中に要した経費の合計がおおよそ7両半でした。

そして、後半部の書簡に目を通すと、佐藤宇蔵という同行者がいて垂駕籠の代金を折半していること、11～12両と見込んでいた道中の費用が思いのほか安くて済んだことなどが記されています。

佐藤宇蔵は藩の重臣大熊家に仕える陪臣<sup>⑥</sup>で、年齢や元意との関係は不明ですが、元意の方が多く掛かった垂駕籠代を「小分けにしたら面倒なので半分ずつの支払いで良い」と言っており、道中に慣れた年長者かと想像できます。

宿場間の里程と移動手段を細かく記した前半部によると、徒歩での移動距離がおおよそ50里程度（≒約200km）、垂駕籠が80里程度（≒300km強）です。先述のように、垂駕籠には佐藤と交代で乗ったようですから、その半分を歩いたと仮定すれば、全行程のうち約90里（≒約350km）、おおよそ半分を歩いたこととなります。

また、費用の集計に用いた金2朱≒銭950文という相場は、金1両当たりでは銭7貫600文にも相当し、時代が下るにつれて下落した銭相場の一端がうかがえます。

## おわりに

丸尾元意については、同じく津山藩士で尊攘派として知られる鞍懸寅二郎と親交が深かった様子<sup>⑦</sup>がうかがえ、医家出身ながら儒者へ転向した背景にも、鞍懸の存在が少なからず影響しているのではないかと想像されます。

この道中記録に修行のことが一切触れられていないのは残念ですが、他の類似資料と比較することで、当時の旅の様子を知ることが出来る貴重な資料です。

慶応3年3月 丸尾元意の江戸下向道中記録

月日	宿場	宿泊費 文	次への里程		移動手段	月日	宿場	宿泊費 文	次への里程		移動手段
			里	町					里	町	
3/8	津山		2	31	歩行	3/16	吉田		1	18	垂駕籠
	勝間田		4	0	垂駕籠		二川	1,100	1	17	歩行
	土居		3	0	垂駕籠	3/17	白須賀		1	24	垂駕籠
	佐用	1,200	2	18	歩行		新井		1	0	舟
3/9	三ヶ月		2	0	歩行		舞坂		2	30	馬
	千本		2	15	歩行		浜松		4	8	歩→垂
	嘴崎		2	18	垂駕籠	見附	1,100	1	18	宿駕籠	
	飾西		1	18	垂駕籠	3/18	袋井		2	16	宿駕籠
姫路		1	18	垂駕籠	掛川			1	29	宿駕籠	
御着	1,300	3	0	宿駕籠	日坂			1	24	宿駕籠	
3/10	加古川		3	18	宿駕籠		金谷		1	0	歩行
	大久保		1	18	宿駕籠	島田		2	8	歩行	
	明石		5	0	歩→垂	藤枝	1,100	1	26	垂駕籠	
	兵庫	1,300	5	0	垂→歩	3/19	岡部		2	0	垂駕籠
3/11	西宮		3	0	垂駕籠		丸子		1	18	歩行
	尼ヶ崎		3	0	舟		府中		2	27	歩→垂
3/12	大坂	950	10	0	夜舟		江尻		1	2	垂駕籠
	伏見		4	8	歩行	興津		2	12	垂駕籠	
	大津		3	24	垂駕籠	由井	1,100	1	0	垂駕籠	
3/13	草津	1,100	2	18	垂駕籠	3/20	蒲原		2	30	垂→歩
	石部		3	12	垂駕籠		吉原		3	6	歩行
	水口		2	25	歩行		原		1	18	垂駕籠
3/14	土山		2	18	宿駕籠		沼津		1	18	垂駕籠
	坂下	1,100	1	18	垂駕籠	三島	1,100	3	28	垂駕籠	
	関		1	18	垂駕籠	3/21	箱根		4	8	歩→垂
	亀山		2	0	歩行		小田原	1,100	4	0	垂駕籠
3/15	庄野		0	27	歩行	3/22	大磯		0	27	歩行
	石薬師		2	27	垂駕籠		平塚		3	18	歩行
	四日市		3	8	垂→歩		藤沢		2	0	垂駕籠
	桑名	1,500	7	0	舟		戸塚		2	9	垂駕籠
3/16	程ヶ谷		1	9	垂駕籠	程ヶ谷	1,100	1	9	垂駕籠	
	宮		1	18	歩行	3/23	神奈川		2	18	宿駕籠
	鳴海		2	30	垂駕籠		川崎		2	18	宿駕籠
池鯉鮒	1,150	3	29	歩→垂	品川			2	0	宿駕籠	
3/16	岡崎		1	25	垂駕籠		江戸				
	藤川		2	9	歩行	合計	17,300	182	18		
	赤坂		0	16	歩行						
	御油		2	22	垂駕籠						

※宿場名の表記は本資料の記載に従った。泊まった宿場は「宿泊費」欄への金額記入で示し、日付の区切りを太線で示した。  
 なお、里程無記載の川崎～江戸間は、吉川弘文館『国史大辞典』所収「東海道」項の宿駅一覧を参照し、斜体数字で補った。

○道中の諸費用 ※すべて金2朱=銭950文の相場で換算…金1両=銭7貫600文

・馬・宿駕籠の代金	3貫51文	→金換算	1分2朱+201文
・葛籠1つの運搬費	1両2分2朱+300文		
・垂駕籠代(折半)	1両2分		
交通費小計			3両2分+501文
・昼弁当ほか諸入用	3朱+10貫21文	→金換算	1両2分+46文
・新井・箱根御用達への支払			2朱
・旅館宿泊費(上の表を参照)	17貫300文	→金換算	2両1分+200文
合計	(斜体金額の合算)		7両1分3朱+272文

注

- ① 本資料は野原家資料2。
- ② 丸尾家の概略は、津山藩士勤書簡略版「新参諸士 四」(津山藩松平家文書D3-1-1105)、野原家資料1「丸尾家由緒書」を参照。
- ③ 2代元意の略歴は、前掲注②の勤書簡略版「新参諸士 四」、野原家資料29「徳守神社氏子守札」、丸尾家資料2-7「丸尾漸造宛辞令等書類」を参照。明治4-7年には、漸と改名してはいますが、本稿では紹介資料作成当時の通称「元意」で統一しました。
- ④ 津山藩「国元日記」慶応3年3月・同4年6月・7月・8月・明治元年12月(松平家文書E1-1-1-333・347・348・349・352)、「江戸日記」慶応3年4月・同4年4月(同文書E2-1-3-253・262)。
- ⑤ 勤書簡略版「新参諸士 五」(松平家文書D3-1-1106)の金子家の項に、左平治が丸尾休庵三男誠之助を養子に迎え、この誠之助が後に茂十郎と改名した記録があり、丸尾玄俊の弟に当たります。
- ⑥ 勤書簡略版「明治出身御役人 上」(松平家文書D3-1-1117)。
- ⑦ 元意への細やかな気遣いとともに、当時の世相や鞍懸の心情が読み取れる書簡が12通現存します。当館『博物館だより』第27号(平成12年7月)研究ノート「元治～慶応年間の鞍懸寅二郎」を参照。

※本稿で扱った資料は、全て当館蔵。

# 一宮市町における警備出役と市町の衰微

尾島 治

## はじめに

中山神社の境内を中心として、四月の午の日に催される田植祭から五月四日まで開催される市町は、宮川の東側で開催される牛馬市と合わせた一宮市町として広く知られているが、その実際の様子はまだ十分に明らかにされていないとは言い難い。

これまでの成果では、芸能興行の面から研究を進めた竹下喜久男氏の著作『近世地方芸能興行の研究』が代表的なものであり、中山神社市町の複合的な成り立ちや、その後の変化に触れられている。そこでは、中山神社の田植祭を中心とする一宮市町について、牛馬市や一宮芝居と併行して催されることにより賑わいを見せていたとしている。すなわち、中山神社の勧進能に

由来する神社境内での芝居、そして、その他の見せ物や物売りからなる狭義の市町と牛馬市を合わせた一宮市町の賑わいである。

しかし、津山藩による市町の警備や出役の状況については触れられていない。

一宮市町は中山神社境内と鳥居前の馬場筋を主とするが、牛馬市の開催地なども含めて全て在方である。また見せ物などの世話役は城下町町人が多く引き受けていたり、札元によって臨時の銀札交換所が設置されるなど、これだけでも寺社取次、郡代、町奉行など様々な役所の管轄が入り組んだ状態となっている。一宮市町は、こうした場合の藩の対応や組織の在り方を明らかにすることのできる希有な事例でもある。また、後には市町の主要な催しと

なる牛馬市そのものに関しても、まだ不明な点が多々残されている。

ここでは、「津山松平藩町奉行日記」(津山郷土博物館蔵)を素材としながら、中山神社境内や鳥居から南の馬場筋で開催された、牛馬市を除く市町に関わる藩役所の対応について考察を進め、同時に市町の賑わいの実際にも言及しながら、江戸時代における一宮市町の多様な姿の一端を明らかにしたい。

## 市町警備出役の弁当代

宝暦十二年(一七六二)四月十六日の記事に、「一宮市町同心組ハ銀札六分相渡し賄ニ不付候事」とある。同心組は町奉行所からの経費で銀札六分を支給されるので、地元や市町主催者の賄は受けないということである。この賄とは昼弁当を意味している。銀札六分は毎日の弁当代で、後の記録でも、出役した同心組には市町終了後に日数分の弁当代が支給されている。

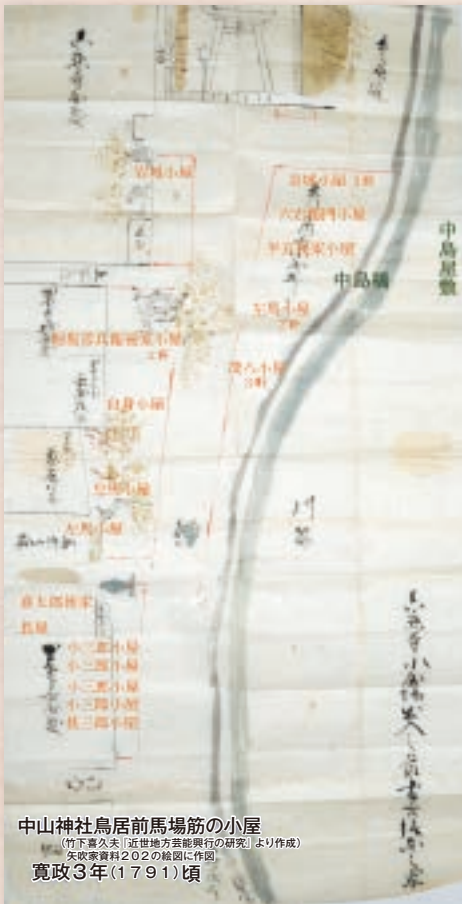
この弁当代については、これ以前に同心組に賄料が支給されていなかった時期があり、村山左仲の申し立てにより支給されることになったという。村山左仲が町奉行をしていたのは享保十二年(一七二七)閏正月から同十五年(一七三〇)三月の間なので、その頃から支給され始めたのであろう。その後の経過は確認できないが、宝暦六年

(一七五六)の記事では、例年の通りとして弁当代が支給されているので、支給が継続されていたと思われる。そして宝暦十二年(一七六二)四月に改めて銀札六分の支給が確認されたのである。

これに続く次の条では「御徒目付下目付ハ市町引受ニ而賄いたし候様是ハ古格引付」とあって、御徒目付下目付の賄は市町の引き受けとするのだが、これについては古くから市町の賄とされることになってきたことが知られる。津山藩における一宮市町と御徒目付下目付出役との深いつながりが推測され、町奉行配下の同心は補助的な出役であったと考えられる。

ただ、御徒目付下目付の賄については、「卯之年去歲迄ハ六分ツ、弁当代受取候」とあって、宝暦九年(一七五九)卯の年から同十一年(一七六二)巳の年までは藩から弁当代が支給されていたが、経費が高むことから「甚指支候ニ付今年大目付所頼之趣」によって市町引き受けに戻したのであった。また、続けての条で「郡代下代も市町入用引請」とされていることから、郡代下代についても、御徒目付下目付と同じ経過があったと考えられる。

寛政九年(一七九七)四月十八日、町奉行から大目付に対して、町奉行所同心が一宮市町に出役した際の昼夜二度の弁当を、藩から支給して欲しいと前年同様要望したところ、大目付太田舎人から、町奉行所の同心が一宮市町に出役するようになった最初の経緯



中山神社鳥居前馬場筋の小屋  
(竹下喜久男「近世地方芸能興行の研究」より作成)  
矢吹家資料202の絵図に作図  
寛政3年(1791)頃

を尋ねられた。そこで、町奉行が古い「出番帳面」を調べてみると、最も古い記録としては元文四年（一七三九）五月二日に起こった一宮芝居木戸での喧嘩の記述が見つかったが、結局、この時には出役の最初の経緯は分からなかった。その後、右門は、町の大年寄にも尋ねてみたり、様々な旧記録を調べてみたが、やはり分からなかった。

そして、四月二十三日、大目附太田舎人から昼夜の弁当について回答があった。同心組の引き上げが遅くなるのは芝居見せ物が原因なので、同心組の夜食弁当については見せ物勸進元が賄うこととする。ただ、今は撤去しているはずであるが、以前に腰掛けを置いていた程度の大見せ物の勸進元が賄うものとして、小見せ物の勸進元は負担に及ばないということであった。この達の内容は、寺社取次から神主を通じて勸進元に申し付けられた。

たかが出役役人に支給する弁当代がこのようにややこしい話になるのは、一宮市町の複合的な成り立ちと、それ由来する様々な役所からの出役が、明確な区分の無い状態で混在していることが原因であった。

### 一宮警固出役勤方の制定

寛政七年（一七九五）三月二十九日、物頭組の小頭数人が同心組小頭の川端又六を訪ねてきた。程なく一宮市町が始まるに際して、是までの経緯を踏まえて「無伏蔵申談」じたいとのことで

あった。川端又六は承知したと回答している。この時に挨拶に訪れた物頭組の小頭は、鉄砲御持小頭藤田文内、弓御持小頭下山江助、鉄砲御先手小頭田口伝平、弓御先手小頭西村平八の四人で、残り二人は病気で休んでいた。

四月八日、「警固出役一件并物頭と兼而取合一件」について、町奉行増見右門は、御用所において月番御年寄伊達与兵衛に詳しく説明した。この「取合」の詳細は不明であるが、かなり以前からの行き違いや揉め事があったことは間違いなかった。伊達から、同様の内容を大目付にも説明するように指示されたところ、大目付伊達頼母からは文書にして提出するようにとのことで、増見右門は書き記した書類を翌九日に提出している。

四月十一日、大目付から城内の役所に呼び出された増見右門に、大目付伊



達頼母は、この度「一宮警固出役勤方」を改めるとして新たな勤方を渡した。ここでは各役所の担当宛ての勤方が定められていて、御徒目附目組に一宮市町出役勤方四ヶ条、町奉行に一宮市町警固同心組勤方五ヶ条、郡代に一宮市町出役下代勤方五ヶ条、物頭に一宮市町警固足軽勤方四ヶ条、寺社取次に一宮市町出役下代勤方四ヶ条が申し渡された。

勤方の基本は四ヶ条で、町奉行と郡代には第三条の後に一ヶ条が付け足された構成になっている。基本の四ヶ条は次のようになっている。

第一条 見せ物小屋内に設置してあった腰掛け（役人用）の撤去

第二条 晩になって見せ物が終了したら御徒目付立宿に届けてから引き上げること（御徒目付は届を承けてから引き上げる）

第三条 変義があつたらそれぞれの判断で見せ物を差し止めること（その後それぞれに報告）（神主が差し止めることもある）

第四条（町奉行宛と郡代宛では第五条となる）出役警固は一体なので、一同和順を心懸けること

これらに加えて、町奉行と郡代については第三条の次に独自条項が付け足されているのである。町奉行に関しては、従来、出役が市町から引き上げた後、龍之口を過ぎていたら市町で変義があつても引き返さないことになっていたが、今後はどこまで戻っていても変義に際しては駆けつけることとされた

いる。

また、郡代は、市町の変義への対応で警固出役者の引き上げが遅くなった場合は、それぞれに賄を手配することとされた。

この勤方を渡した後、大目付から言い渡しがあり、書付にないことは従来通りとすること、見せ物がなくても田植祭当日と四月二十五日以降は古格通り同心組を差し出すことが指示された。また、前年に指示しているが、目明しの弁当代は是まで通り芝居関係者から受け取ることにされた。

この書付の内容について、右門は二点の疑義を確認し、変義とは言えないが晩になつても芝居を止めない場合、それぞれで差し止めてよいこと、また、同心組では以前から、晩が近づくとやはり芝居から止めさせていたが、そうした区別はしないこととなった。

これらの内容について、翌四月十二日、右門は小頭川端又六を通じて同心組に伝えている。しかし、この内容では、要するに協力して推進することを指示しているだけで、明確な業務区分は見られない。そうした不安要素を示すかのように、実際にはまだ曖昧な部分が多く残されている事例が翌日に見られる。四月十三日、一宮市町で稼ぐ芸人の世話役となる城下町商人から願書が提出されたことに伴い、町奉行（右門は本日差扣、三浦十郎左衛門が仮役）は寺社取次に引合した上で聞き届けたが、それについて、寺社取次藤本十兵衛からは、一宮市町の見せ物芝居などは、

社方では届捨てにしているもので、以後願書の引合は必要ないとのことであった。但、これは一宮市町だけであつて、総社宮市町見せ物などは伺いの上で許可しているとのことであつた。

### 一宮市町の衰微

一宮市町の賑わいが長く伝承される中で、賑わいの印象があまりに強いために、実際の姿が正確に伝わっていたのだろうかと思われふしがある。そうした点について、藩役人が出役担当として目にした事例から見てみたい。

寛政七年（一七九五）四月十三日、田植祭の当日なので、この日は同心を出役させる予定であつたが、今後見せ物が無いということで二十四日までは出役を出さないとしていたところ、曲馬乗りが今日から興行するとのこと、急遽翌日以降も出役を出すことになった。

この時には城下町で徳守宮芝居が興行されており、町奉行としては両方の警備では人手不足となり、御使組からの加入二人を頼むことになっていた。徳守宮芝居は、既に三月二十四日から始まつており、芝居小屋前に煮売り小屋や茶屋小屋が設けられるなど、連日賑わっていたのである。

その一方で、二十日間程度催される一宮市町で、当初は田植祭の四月十三日から二十四日まで見せ物が無い予定だったというのは、その賑わいが薄れていることを意味しているだろう。

こうしてみると、寛政七年（一七九

五）の警備出役方改めに関連して、従来通りであるとしながら、見せ物が無くても田植祭当日と四月二十五日以降は出役するという達しの内容が現実味を帯びてくる。すなわち、田植祭当日から四月二十四日までの十日前後は、ほぼ見せ物が無いことがこの頃の通例であつたということになる。この年の四月十三日から始まる筈であつた曲馬乗りにしても、実祭にはいささかの経緯があつた後、結局は遅れて二十一日から始まつたが、同心の報告では当日の見物人は無かつたとのことであつた。この時の具体的な状況を見れば、四月二十日に大入があつてその後木戸札を発売する予定であつたが、大入に集まるはずの見物人が無かつたため、木戸札が発売できなかったのであつた。大入というのは、役者など関係者が揃つて見せ物や芝居などの開幕前に催される宣伝イベント的なものと思われ、大入の後そのまま木戸札を発売することもあつたが、多くは開幕前に行われるのが通例であつた。そのため、町奉行所同心は、一宮での芝居については大入のみであれば出役せず、芝居の開幕にあわせて出役することになっていたのである。

寛政七年（一七九五）五月五日昼過ぎ、伏見町において舞の見物人で賑わっている最中、見物人の紙入れが盗み取られる事件が起きた。幸い直ちに犯人は捕らえられ取り調べが行われたが、その自白内容は興味深いものであつた。犯人は、最初徳守神社の芝居期間中に盗みを働き、「銀札六匁十八匁二十八匁盗取」に成功し、その後一宮市町に行つたが、「人少二而働出来不申漸々銀札六分盗取」つたのみであつたと言うのである。そして、その後伏見町での犯行に至つたのであつた。

寛政八年（一七九六）四月二十八日、快晴だつたこの日市町に出役した同心組の新治・為治・見習田蔵の三人は、特に変わったこともなく一日が終わつたとしながら、「昨日迄ハ一向人無之処今日ハ夥敷群集候」と、昨日迄と打つて変わつて多くの人で賑わつた様子を届け出ている。やはり、市町の前半はほとんど人出のない状態が続いていたのである。

その後、特に変わった報告もなく過ぎて五月一日、出役の佐十郎・為治の二人は、「今日者大群集二候」と届け出ている。おそらくは四月二十八日以来の群集であつたため、敢えて報告したのであろう。

寛政九年（一七九七）四月二十四日、一宮田植祭のために出役した同心組の又六、嘉七、百蔵の三人は、別条無く引き上げたことを町奉行に報告しているが、その時に「例歳至而淋敷巨」を申し出ている。この日までは見せ物の興行届けも何件か提出されているものの、「至而」淋しいとあることから、余程人が少なかったものと思われる。翌二十五日は雨だつたこともあつてか、出役した新治と田蔵は、引き取つた後の報告で「今日者一人も参詣無之」としている。しかし、五月一日には状況が一変し、出役の佐十郎と栄治は「今日ハ近年之大群集」であつたと報告している。

このように、寛政九年（一七九七）までの数年間を見ても、市町の期間中に連日の賑わいが見られることはなく、たまに群集と呼べる賑わいがある日もあつたという程度だつたことは明らかで、とても一宮市町の隆盛とは言えない状況が続いている。これは、藩の中でも一宮市町の衰退傾向として認識されており、経済的な低迷への危惧としても共有されていた。

寛政九年（一七九七）十一月二十八日、城下町で「売女」を店に置いていた町人が裁かれたが、その時に、裁判にはしないで町奉行所の「役筋切之取計」として、「売女」を町内からの追い払いとしたのみで「内分二而も可然」とされた。この時に藩上層部の考えは、「売女体之義ハ又博奕一等軽筋二も候」としており、大目に見てもよいというものであつた。そして、そのついでに議論で「一ノ宮市町も追年致衰微気毒之義ニ付来歳杯ハ郡代と申談辰之口先ハ別世界と見候而も可然」と言っているのである。すなわち、中山神社手前の辰ノ口より向こうを司法の例外的な場所として、一宮市町での「売女」を黙認することによって市町の賑わいを取り戻してはどうかというのである。

寛政十一年（一七九九）二月八日、御年寄小須賀一学より大目付大田舎人を通じて、町奉行増見右門に指示が

あった。「一宮市町累年衰微ニ付嚴禁差免候様」に考えて郡代と相談するようという内容であった。増見右門は、直ちに郡代三浦十郎左衛門と相談した模様で、三月八日、「一ノ宮市町賑ひ候様取計考」を連名で認めて御用番に提出している。この後四月三日には、「二ノ宮市町中見せ物并杓取女之類も勝手次第被差免可然」との意見書を郡代とともに差し出しており、これまでの「取計考」の内容が、以前の藩上層部の考え通りであったことは明らかである。これに対して、四月八日には大目付から意見書通りの通達が出された。こうした対策に関連してか、興味深いと思えるエピソードが記録されている。四月十八日、一宮田植祭の日に出演した藤蔵は、「近年ニ無之賑々敷事共ニ而夥敷致群集候得共無別条引取候」と町奉行に報告した。しばらくして四月二十四日、連日の雨でこの日も同心組の出演はなかったが、以前出演の藤蔵から一宮の市町が近年にない群集であるとの報告を受けていた増見右門は、家老の安藤丹後に状況を報告した。ところが、安藤から「例歳ハ却而不景氣之旨」と聞いていると知らされ、そんなはずはないと思いつながら出演の同心たちに確認すると、藤蔵と共に出演していた又六も淋しかったと証言しており、藤蔵の嘘であったことが明らかとなった。

なぜ藤蔵がこのようになつまらない嘘を報告したのか詳細は不明であるが、いずれにしても、一宮市町における規

制緩和も賑わいを取り戻す効果はなかったのであった。

### おわりに

四月中旬から五月四日に及ぶ三週間近くの長期にわたる一宮市町が、ある時期或いは時によりある程度の賑わいを成していたことは間違いないであろうが、その賑わいは江戸時代を通じて持続していたのではなく、少なくとも十八世紀には明らかに衰微の兆候が現れていた。

今回は、町奉行日記という限られた資料で、しかも中山神社境内とその近辺で催された芝居や見せ物に伴う市町の状況を確認したのみであり、宮川の東で催されていた牛馬市には言及していない。当然、牛馬市の盛衰も合わせて考察すべきものであるが、宝暦十二年（一七六二）の売れ残った牛の福引きの記録などからすれば、こちらにも様々な経緯があったと推察される。明治以降の牛馬市の賑わいはそれとして、江戸時代の状況は、当時の資料から明らかにしなければならぬだろう。

一宮の市町は、中山神社の芝居や見せ物と狭義の市町、そして川向こうの牛馬市からなる複合的な催しであり、そのために藩の管轄も様々な部署が関わっている。そうした入り組んだ構造を明らかにしながら、他の神社の市町とは違い特別だとされていた一宮市町の実態を究明していくことが必要である。

## お知らせ

### 耐震改修工事のため現在休館中です。

耐震改修工事のため、平成32年4月までの予定で、現在休館中です。皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

### 休館中の業務について

#### ○所蔵資料の閲覧について

工事の進捗具合などにより、閲覧をお断りすることもございますので、必ず事前の予約をお願いいたします。

閲覧可能日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）の午前9時～午後5時

#### ○頒布資料の購入について

当館発行の頒布資料につきましては、原則郵便にて受け付けます。資料代金と郵送料を郵便小為替か、現金書留にて当館へ送付ください。郵送料などの詳細はお問合せください。

#### ○当館へのお問合せについて

休館中のお問合せなどにつきましては、引き続き当館までご連絡ください。（電話番号 0868-22-4567）

お問合せ時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）の午前8時30分～午後5時15分



博物館だより「つはく」  
No.95 平成30年1月1日



【編集・発行】 津山郷土博物館

〒708-0022 岡山県津山市山下92

Tel (0868) 22-4567 Fax (0868) 23-9874

E-mail tsu-haku@tv.tn.ne.jp

【印刷】 有限会社 二葉印刷